

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長 に関する意見書

現在、全国的に少子高齢化、人口減少が進展しており、団塊の世代が75歳以上となる2025年からは、高齢化がさらに加速すると見込んでいる。

本市の高齢化率は、平成23年10月の17%から、平成26年10月には18.7%となり、さらに平成29年10月では20.7%と上昇しており、高齢化社会に対応すべく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保されるよう取り組んできた。

このような中、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正(平成30年1月18日厚生労働省令改正、平成30年4月1日施行)において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援員と定め、経過措置期間として令和3年3月31日までの間と定めているが、介護支援専門員が主任介護支援専門員になるためには、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者が、主任介護支援専門員研修(70時間)を受ける必要がある。

しかしながら、沖縄県内の居宅介護支援事業所・介護支援専門員の現状は、「実務経験が足りなくて研修が受講できない」「小規模事業所であるため経済面や事業運営面で研修を受講できない」などの課題がある。

居宅介護支援事業所は、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるように支援する重要な役割を担うと共に沖縄県の介護サービス基盤強化に大きく貢献していることから、高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていくためには、当分の間、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間を延長する必要がある。

よって、居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも6年以上延長することを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月20日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣